

## 平成16年年金制度改正における給付と負担の見直し

### 給付水準

(厚生年金(夫婦の基礎年金を含む))

今後の少子化の中でも、標準的な年金世帯の給付水準は、現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回るものとする。

平成35(2023)年度以降 50.2%

現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。ただし、もらっている年金額は下げない。

### 保険料負担

(厚生年金・国民年金)

現在 厚生年金：13.58%  
(本人6.79%)  
国民年金：13,300円

(厚生年金)

・平成16(2004)年10月から毎年0.354%(本人0.177%)の増  
※平均的勤労者(月収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分)本人  
各月650円  
ボーナス1回1,150円(年2回)

(国民年金)

・平成17(2005)年4月から毎年月額280円の増(平成16年度価格)

平成29(2017)年度以降

厚生年金：18.30%  
(事業主9.15%)  
国民年金：16,900円  
(平成16年度価格)

### 基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋

平成16(2004)年度：着手

財源：年金課税の見直し(公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止)

増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当  
※平成17年の所得から適用なので16年度の充当分はその1/6(272億円)

平成17(2005)年度・18(2006)年度：適切な水準にまで引上げ

財源：【平成15年12月与党税制改革大綱】個人所得課税の抜本的見直し

平成19(2007)年度を目途【平成15年12月与党税制改革大綱】消費税を含む抜本的税制改革を實現

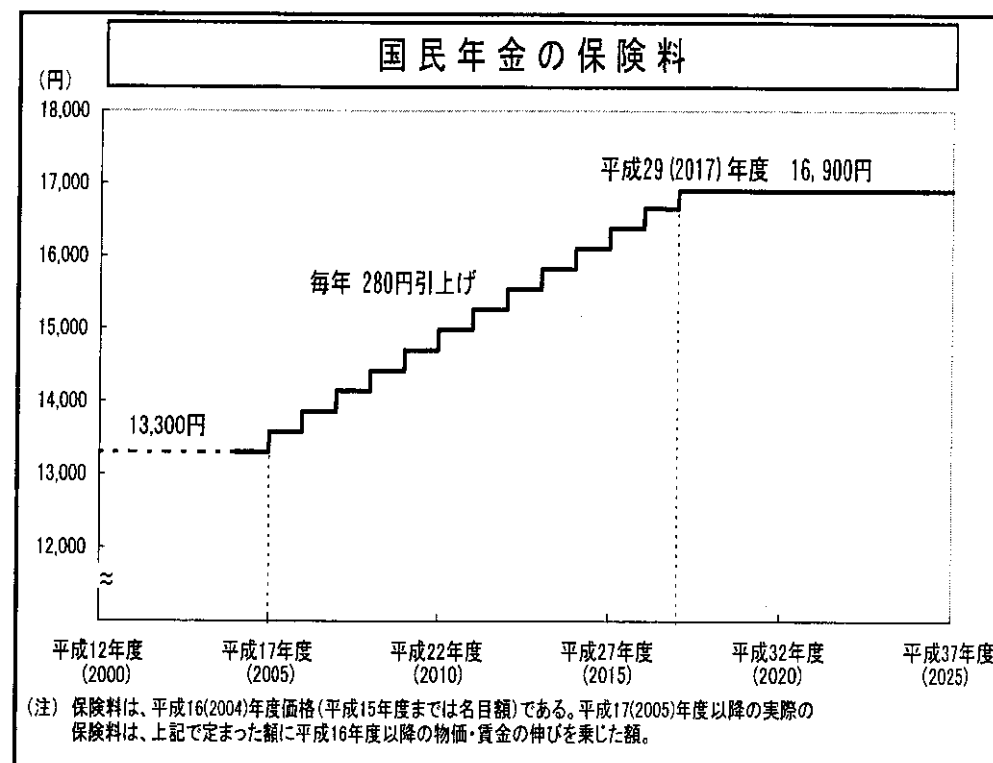
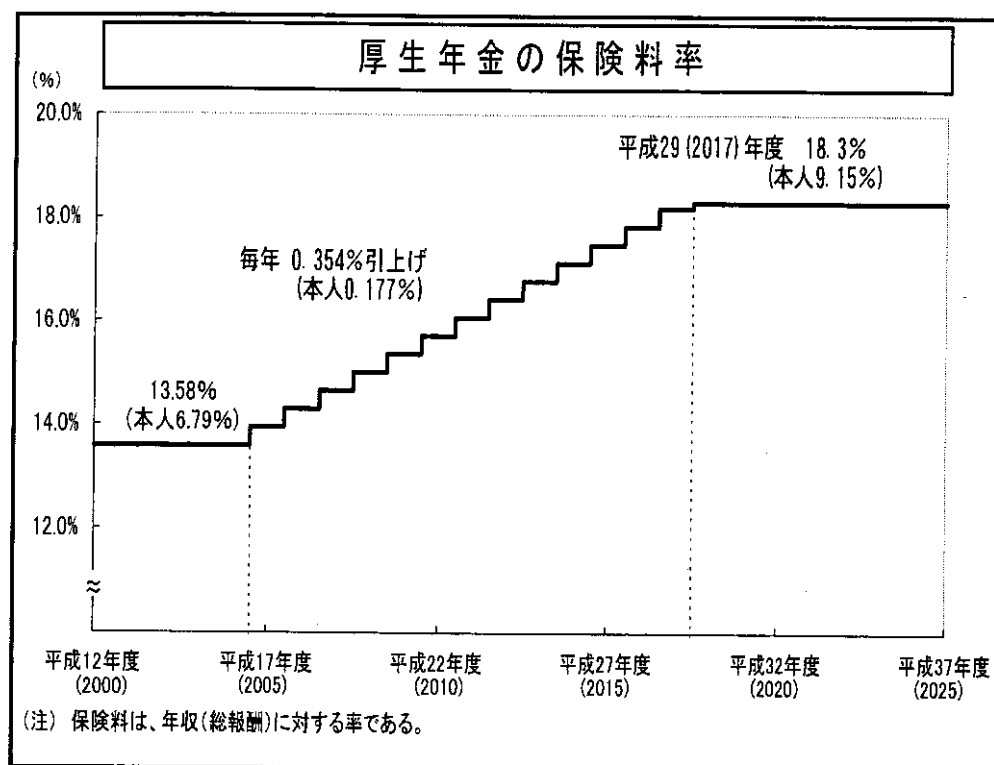
平成21(2009)年度まで：2分の1への引上げ完了

# 厚生年金及び国民年金の保険料（率）の引上げ

## 【保険料（率）の引上げ幅】

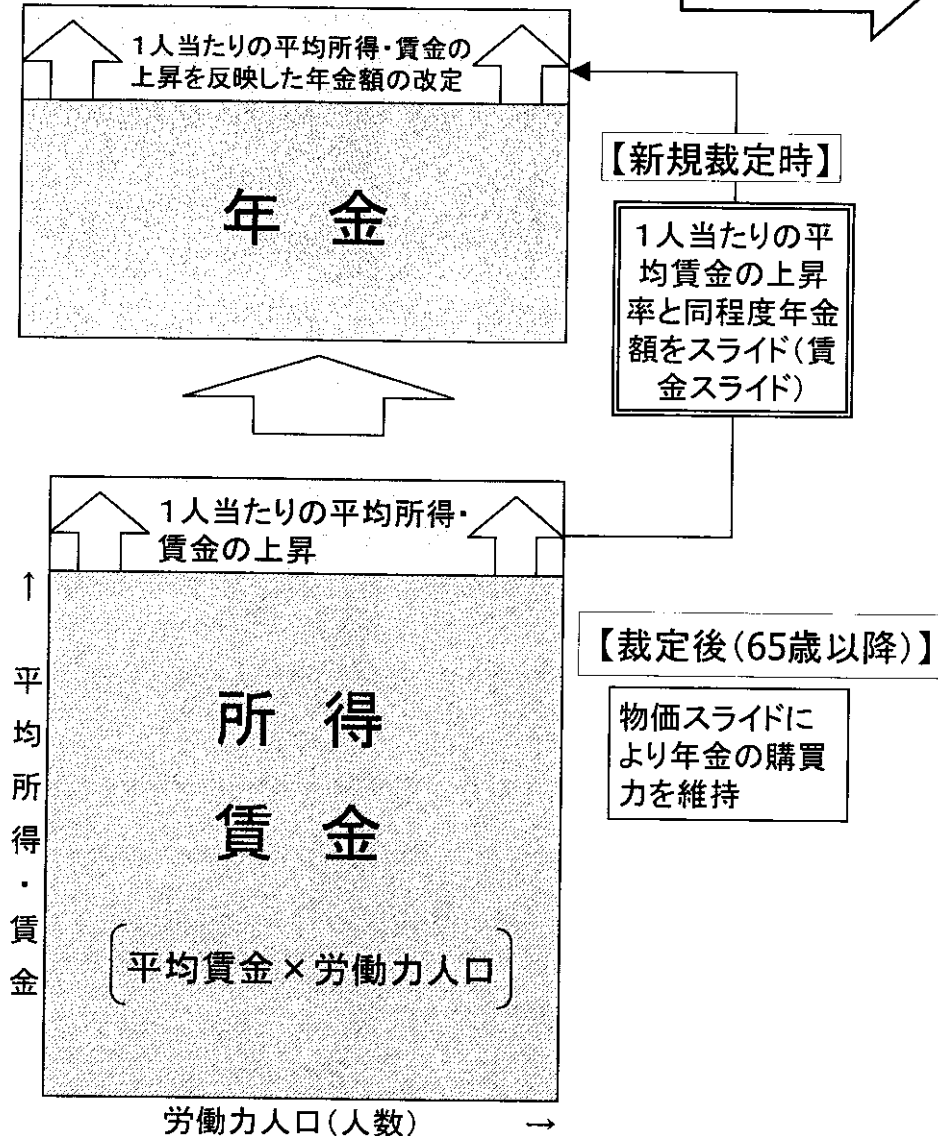
厚生年金：平成16年10月より毎年0.354%（本人0.177%、事業主0.177%）引上げ

国民年金：平成17年4月より毎年280円（平成16年度価格）引上げ



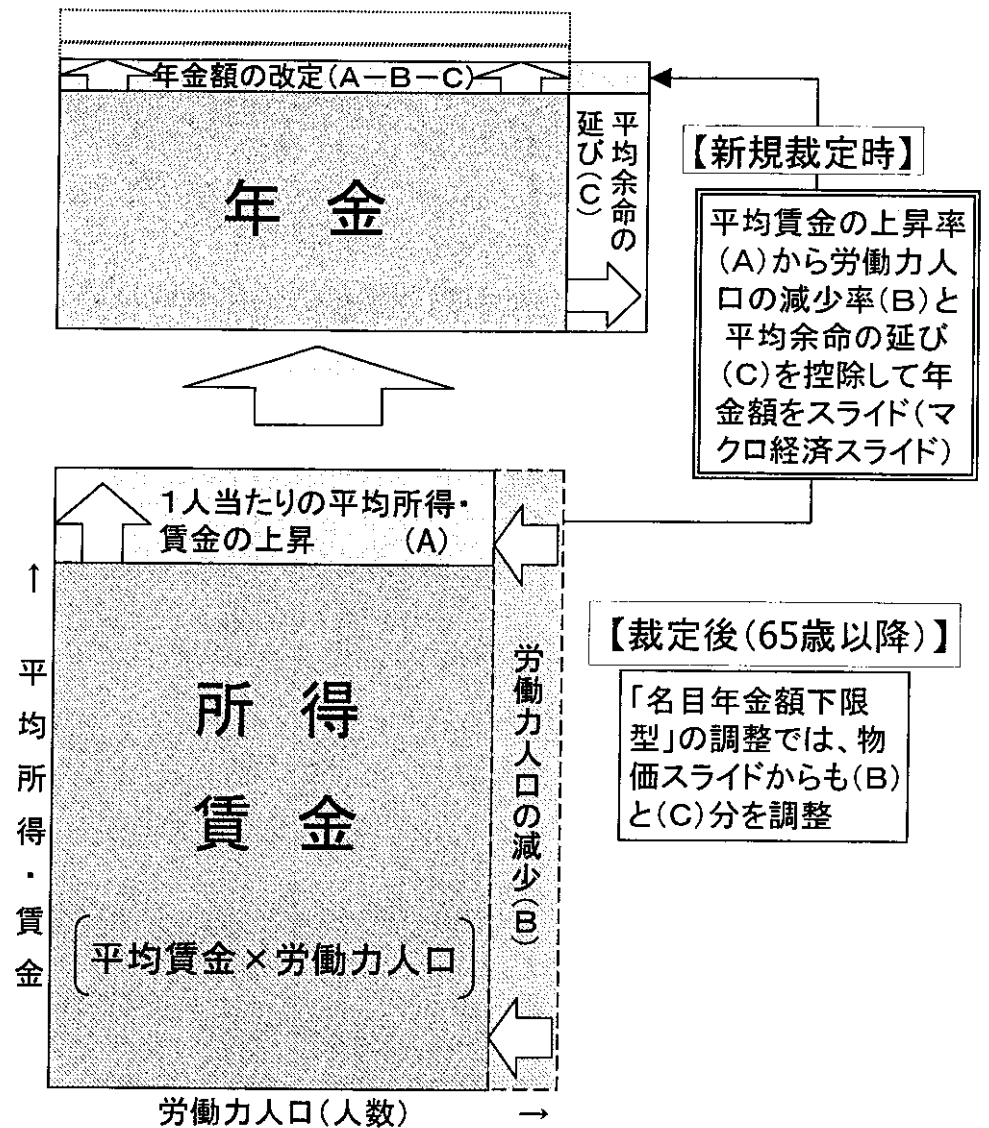
※ 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者（月収 36.0 万円（ボーナスは年 2 回合計で月収 3.6 ヶ月分））の場合、毎年、保険料率の引上げにより、月 650 円程度（ボーナス 1 回につき 1,150 円程度）保険料負担（被保険者分）が増加する。

《現在の年金額改定(スライド)》



○年金制度を支える力(保険料賦課のベース)は、社会全体の生産活動が生み出す所得や賃金

《マクロ経済スライドによる自動調整》



○今後労働力人口が減少していく中で、平均賃金が増加しても、それと同程度に年金制度を支える力(保険料賦課のベース)である社会全体の所得や賃金は増加しない。

# 保険料水準固定方式によるマクロ経済スライド — 厚生年金 (夫婦2人の基礎年金含む) —

【厚生年金の最終保険料率18.3%(本人9.15%、事業主9.15%)】

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)~20(2008)年度は、3分の1に加え1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は、3分の1に加え272億円を国庫負担)

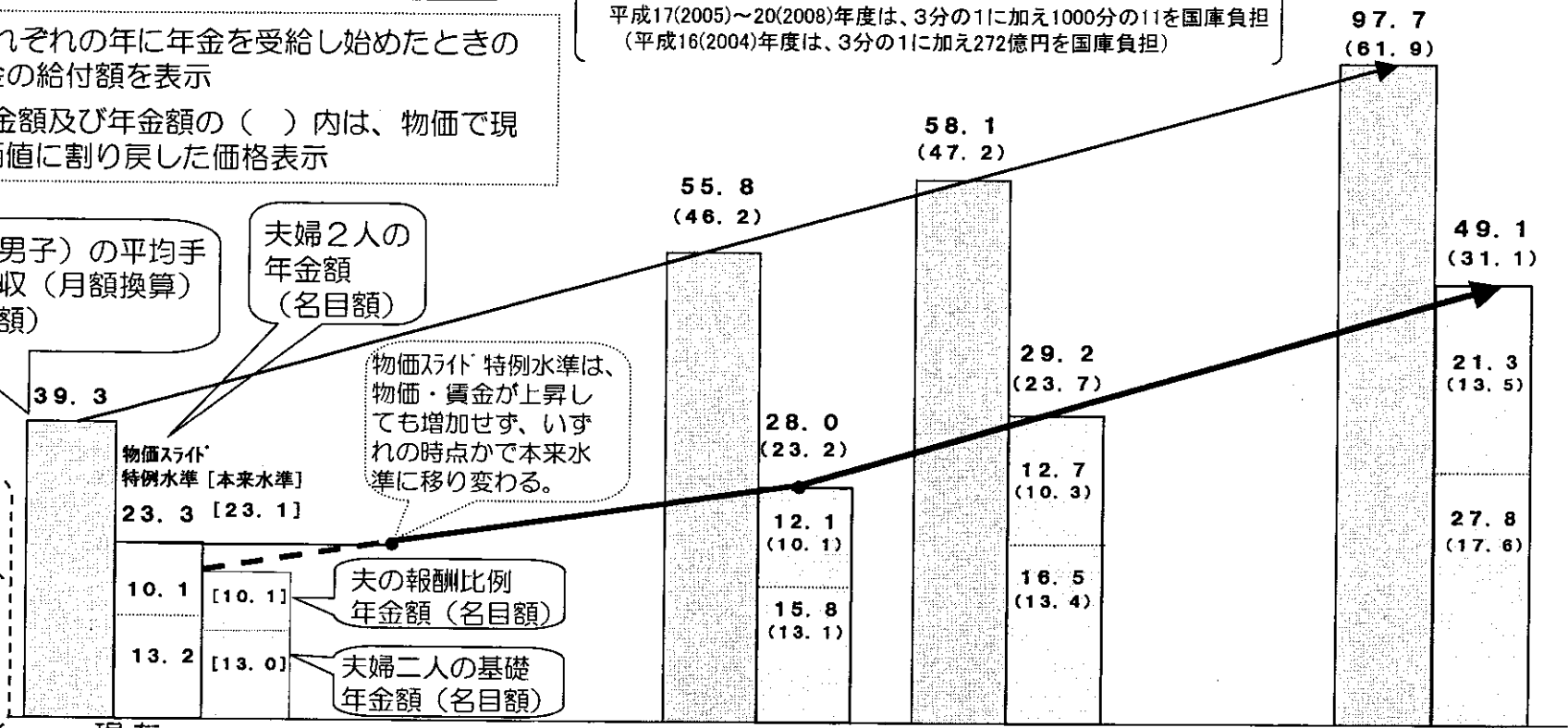
名目金額  
(万円)

※それぞれの年に年金を受給し始めたときの年金の給付額を表示  
※賃金額及び年金額の( )内は、物価で現在価値に割り戻した価格表示

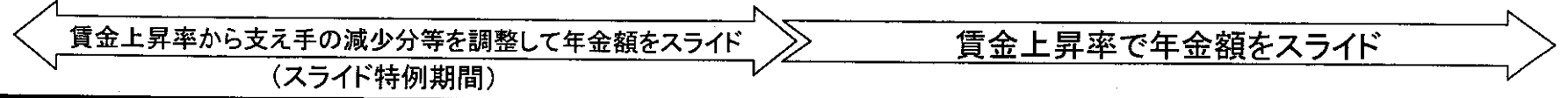
現役(男子)の平均手取り年収(月額換算)(名目額)  
夫婦2人の年金額(名目額)

物価スライド特例水準は、物価・賃金上昇しても増加せず、いずれの時点かで本来水準に移り変わる。

○「物価スライド特例水準」は、物価スライド特例により1.7%かさ上げされた、現に受給者に支払われている年金水準。  
○「本来水準」は、1.7%のかさ上げのない水準。



現在 (平成16(2004)年度) 所得代替率(物価スライド特例水準): 59.3%  
給付水準調整期間終了 (平成35(2023)年度) 所得代替率: 50.2%  
平成37(2025)年度 所得代替率: 50.2%  
平成62(2050)年度 所得代替率: 50.2%



	平成16(2004)年度		平成35(2023)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	物価スライド特例水準	[本来水準]			
報酬比例	10.1万円	[10.1万円]	⇒ 12.1万円 (10.1万円)	⇒ 12.7万円 (10.3万円)	⇒ 21.3万円 (13.5万円)
基礎年金(夫婦2人分)	13.2万円	[13.0万円]	⇒ 15.8万円 (13.1万円)	⇒ 16.5万円 (13.4万円)	⇒ 27.8万円 (17.6万円)

※ ( )内は物価で現在価値に割り戻した価格表示

厚生年金の財政見直し  
—平成16年財政再計算—

最終保険料率18.3%

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2023年度
所得代替率(終了年度時点)	50.2%

年度	保険料率 (対総報酬) %	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	基礎年金 拠出金	兆円	兆円				
平成(西暦)		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	4.8
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22(2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27(2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32(2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37(2025)	18.30	53.7	37.7	6.9	45.5	17.7	8.2	223.1	153.1	4.7
42(2030)	18.30	58.2	40.0	8.3	49.5	19.4	8.7	266.6	164.9	5.2
52(2040)	18.30	66.2	43.1	10.3	62.9	25.4	3.3	330.1	165.8	5.2
62(2050)	18.30	73.5	47.2	10.6	74.8	31.4	-1.3	335.0	136.7	4.5
72(2060)	18.30	80.6	52.8	9.9	82.9	35.5	-2.4	314.4	104.2	3.8
82(2070)	18.30	87.0	58.4	9.0	90.8	39.3	-3.7	284.4	76.6	3.2
92(2080)	18.30	94.2	65.0	7.6	99.6	43.4	-5.4	237.9	52.1	2.4
102(2090)	18.30	103.6	73.9	5.7	109.8	48.0	-6.2	178.4	31.7	1.7
112(2100)	18.30	115.1	84.8	3.7	121.5	53.3	-6.4	115.1	16.6	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見直しである。

国民年金の財政見直し  
—平成16年財政再計算—

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成  
平成17(2005)～20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担  
(平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額 (16年度価格) 円	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合
		保険料収入	運用収入	兆円					
平成(西暦)		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18(2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19(2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20(2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21(2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22(2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27(2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32(2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37(2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42(2030)	16,900	9.2	4.0	0.9	8.0	1.2	29.2	18.1	3.5
52(2040)	16,900	11.2	4.3	1.2	10.6	0.6	38.7	19.4	3.6
62(2050)	16,900	13.1	4.7	1.3	13.0	0.1	42.0	17.2	3.2
72(2060)	16,900	14.7	5.3	1.3	14.8	-0.1	41.9	13.9	2.8
82(2070)	16,900	16.1	5.8	1.3	16.5	-0.3	39.7	10.7	2.4
92(2080)	16,900	17.7	6.5	1.1	18.2	-0.5	35.2	7.7	2.0
102(2090)	16,900	19.5	7.5	0.9	20.2	-0.7	29.0	5.2	1.5
112(2100)	16,900	21.6	8.6	0.7	22.4	-0.8	21.6	3.1	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

# 国民年金保険料の収納対策の強化

『国民年金特別対策本部』の設置（本省及び地方社会保険事務局）：中長期的な目標を設定（今後5年で納付率80%）

## 要因分析を踏まえた新たな個別収納対策

平成14年度の納付率低下要因の分析を踏まえた新たな個別対策を実施するとともに、未納者一人ひとりに対し、催告状、電話、戸別訪問等の地道な納付督促活動を強化する。

### 1. 免除制度の見直し及び制度周知

#### ○多段階免除制度の導入（法改正事項）

免除対象者の負担感の急変を緩和し、免除制度を活用しつづけるだけ納付しやすい仕組みとするため、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度とする

#### ○単身世帯を中心とする所得基準の緩和

#### ○免除申請等の承認期間の遡及（法改正事項）

免除申請等が遅れた者が未納に陥ることを避ける

### 2. 納付しやすい環境づくり

#### ○口座振替割引制度の導入

保険料の安定的な収納につながる口座振替の利用を促進

#### ○若年者に対する納付猶予制度の導入（法改正事項）

若年層の失業・無業者等に対し、保険料追納の機会を用意

#### ○追納加算率の水準見直し

### 3. 地域特性に応じたネットワーク（納付協力組織等）の活用

#### ○納付協力組織に対する収納業務委託

地域に根ざした同業者団体等を納付協力組織とし、当該組織の加入員に係る収納業務を委託

## 保険料納付意識の徹底

年金制度の意義・役割や、保険料納付の有利さを正しく理解してもらう中で、保険料納付は国民の義務であるとの意識を徹底周知し、以下の対策を講ずる。また、こうした観点から、年金制度のわかりやすい広報、中高生に対する年金教育の実施を強化する。

### 1. 強制徴収の実施

納付意識の徹底を図りつつ、度重なる納付督促によっても世代間連帯の下納付義務を果たさない者であって、十分な所得や資産があり、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者について、強制徴収を実施する。

### 2. 所得情報の取得（法改正事項）

効果的な保険料徴収のため必要な所得情報を取得するための法的整備を行う。

### 3. 社会保険料控除の手続の見直し

未納者について国民年金保険料に係る社会保険料控除が適用されないようにするための措置を講じる。

## 制度の理解を深めるための取組み

### 年金個人情報に関する定期的な通知（法改正事項）

被保険者に保険料納付記録等の年金個人情報の定期的通知を行う。その際、被保険者個々人の保険料納付実績を年ごとに点数化して表示する仕組み（ポイント制）を導入する。